

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年2月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び工事場所

- ア 宅漏工事（東山営業所管内）
- イ 宅漏工事（山科営業所管内）
- ウ 宅漏工事（北営業所管内）
- エ 宅漏工事（丸太町営業所管内）
- オ 宅漏工事（右京営業所管内）
- カ 宅漏工事（西京営業所管内）
- キ 宅漏工事（左京営業所管内）
- ク 宅漏工事（九条営業所管内）
- ケ 宅漏工事（伏見営業所管内）

(2) 工事及び契約の概要

本市域において、公私境界から1メートル以内で水道メーター上流側の宅地内屋外の漏水等の緊急修繕工事について、工事ごとに単価を定め、市内の9営業所管内ごとに単価契約するものである。

(3) 予定数量

予定数量表のとおり

(4) 工期

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市上下水道局の平成21年度の競争入札有資格者名簿(工事)に「管工事」の種目で登録されており、平成22年度の競争入札有資格者名簿(工事)に同種目で登録予定の者
- (2) 当局の「補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者」に登録があること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。以下同じ。)における「管」の種目の総合評定値が750点以上であること。
- (4) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な主任技術者（給水装置主任技術者の資格取得後1年以上の実務経験を有する者に限ります。）を上記1(1)アからケまでの入札参加希望管内ごとに専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び予定数量表の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年2月26日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。))を除きます。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできます。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。))を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(3)及び2(4)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成22年2月26日(金)まで(休日を除きます。))の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。))とします。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の仕様書等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成22年3月3日（水）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることにします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の仕様書等については、平成22年3月8日（月）までに株式会社平安光業（京都市中京区丸太町通烏丸西入常真横町187番地 電話075-231-1177）又は株式会社中央精器（京都市下京区烏丸通五条下ル大阪町396番地 電話075-871-8400）において有償にて配布します（配布する時間帯は、午前9時から午後5時までとします。）。この参加資格の確認の通知日から平成22年3月8日（月）までの期間に仕様書等を購入されなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができません。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）

に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成22年3月4日（木）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成22年3月5日（金）までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

ア 上記1(1)アに係る入札

平成22年3月8日(月) 午前 9時30分

イ 上記1(1)イに係る入札

平成22年3月8日(月) 午前10時00分

ウ 上記1(1)ウに係る入札

平成22年3月8日(月) 午前10時30分

エ 上記1(1)エに係る入札

平成22年3月8日(月) 午前11時00分

オ 上記1(1)オに係る入札

平成22年3月8日(月) 午前11時30分

カ 上記1(1)カに係る入札

平成22年3月8日(月) 午後 1時30分

キ 上記1(1)キに係る入札

平成22年3月8日(月) 午後 2時00分

ク 上記1(1)クに係る入札

平成22年3月8日（月）午後 2時30分

ケ 上記1(1)ケに係る入札

平成22年3月8日（月）午後 3時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法

- (1) 入札は、上記1(1)に掲げるアからケまでの管内ごとを実施します。
- (2) 入札書については、基準単価表の口径及び工種ごとに見積もった契約希望単価の105分の100に相当する金額にそれぞれの予定数量を乗じたものの合計金額（以下「総価」といいます。）を記載してください。
- (3) 入札書と併せて、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印した基準単価表及び入札金額内訳書も同時に提出してください。
- (4) 基準単価総括表に示す工種符号B、E、F及びHの単価については、各基準単価に(2)における総価の落札率を乗じて決定単価とし、円未満を切り捨てるものとします。
- (5) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。
- (6) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とします。

(8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

(9) 本件入札において、応札者が一者であるときは、京都市上下水道局契約規程第10条第1項の規定に基づき本件入札を取り消します。

7 落札者の決定方法

総価の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者の掲示した各基準単価の制限の範囲内において有効な価格を決定単価とします。

8 契約方法

単価契約（契約の締結は、総価を予定数量で割り戻した口径及び工種ごとの単価に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって単価ごとに契約を行います。）

9 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効としま

10 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

（上下水道局総務部用度課）